

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 政府は、この法律の施行後速やかに、木材関連事業者が樹木の伐採された地域における違法伐採の状況を勘案して適切に合法性の確認をすることを確保するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第四条第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後三年を目途として、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認することができない木材等の流通及び利用に対する規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第四条第二項関係)

三 その他

その他所要の規定を整理すること。